

第422回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和2年11月11日(水)
- 2 開催年月日 令和2年12月21日(月)午後1時30分から午後2時15分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室

4 出席者

委員 (12名)

大井誠治会長、藏徳平委員、宮本ともみ委員、菅野信弘委員、
吉浜漁業協同組合委員(寺澤泰樹組合長)、小川原泉委員、熊谷正樹委員、
久慈市漁業協同組合委員(自健一郎組合長)、菅野修一委員、斎藤千加子委員、
平野公三委員、前川健吾委員

[欠席委員：原子内辰巳委員、小田祐士委員、大船渡市漁業協同組合委員]

岩手県

石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長、工藤漁業調整課長、
阿部振興担当課長、遠藤主任主査、高杉主任主査、大村主任、山根技師、大場技師、
田代技師、山口沿岸広域振興局水産部長、志田宮古水産振興センター水産振興課長、
中井大船渡水産振興センター所長、森山県北広域振興局水産部長、
五十嵐岩手県漁業取締事務所長、稲荷森岩手県水産技術センター所長

事務局

赤平事務局長、日向事務局次長、田中主査

傍聴者

なし

報道関係者

岩手日報社 鎌田佳佑

5 委員会の議事

第1号議案 令和3管理年度における岩手県の特定水産資源(まあじ、まいわし太平洋系群、さんま)の漁獲可能量について(諮問)

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)

その他 令和3年における区画漁業権の途中免許について

6 委員会の経過

赤平事務局長

それでは定刻になりましたので、会長から開会をしていただきまして、併せて御挨拶をお願いいたします。

大井会長

委員の皆様方、大変御苦勞様でございます。ただ今から、第422回岩手海区漁業調整委員会を開催をいたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙中のところ、御出席をいただきありがとうございます。

また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日、御審議いただく議案は2件でございます。「特定水産資源の漁獲可能量」と「知事許可漁業の制限措置等」の諮問でございます。どうかよろしく御審議のほど、お願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

赤平事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いをいたします。

大井会長

それでは議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、原子内辰巳委員、小田祐士委員、大船渡市漁業協同組合委員の3名が欠席でございますが、12名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、前川健吾委員と菅野信弘委員にお願いをいたします。よろしく申し上げます。

大井会長

それでは、早速ではございますが、第1号議案でございます。「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まあじ、まいわし太平洋系群、さんま）の漁獲可能量について（諮問）」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

赤平事務局長

初めにですね、議案の変更についてお知らせをいたします。開催案内にございました第2号議案「知事許可漁業の許可の基準について」でございますが、県から、許可の基準を定めるにあたり操業実態の把握に不測の時間を要しているため、次回の委員会で改めて諮問したい旨の申し出がございました。

このため、御案内しておりました第3号議案「知事許可漁業の制限措置等について」を第2号議案として上程することといたしますので、御了承をお願いをいたします。

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。

第1号議案「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まあじ、まいわし太平洋系群、さんま）の知事管理漁獲可能量について（諮問）」主旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定により、農林水産大臣から、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまの本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項に基づき知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関連いたします法律の内容について御説明いたしますので、資料8ページを御覧願います。関係法令の抜粋を示してございます。

漁業法第15条第1項では、「農林水産大臣は特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、漁獲可能量及びそのうち各都道府県に配分する数量、都道府県別漁獲可能量を定める

ものとする。」とされています。

また、第4項では「農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めたときは、当該都道府県知事に通達する。」と規定されております。

さらに第16条第1項においては、「都道府県知事は、都道府県別漁獲可能量について知事管理区分に配分する数量、知事管理漁獲可能量を定めるものとする。」とされており、第2項において、「都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和2年12月7日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。

「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まあじ、まいわし太平洋系群、さんま）の知事管理漁獲可能量について（諮問）」。漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定により、農林水産大臣からまあじ、まいわし太平洋系群及びさんまの本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項に基づき知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます、となっております。

なお、内容の詳細については、2ページ以降に添付されてございますので、水産振興課工藤漁業調整課長から御説明をお願いいたします。

工藤漁業調整課長

それでは、御説明する前にまず初めにですね、先ほど局長から説明もありました議案の変更につきましてお詫びを申し上げたいと思います。前回の委員会におきまして御報告をさせていただきました知事許可漁業の「許可の基準」につきましては、本委員会に諮問させていただき予定でございましたが、漁業の実態をより詳細に把握した上で、基準を検討する必要があるというふうに考えており、2月上旬に予定されております次回委員会で諮問させていただきこととしましたので、御容赦いただきますよう、よろしく願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まあじ、まいわし太平洋系群、さんま）の知事管理漁獲可能量について」御説明させていただきますので資料の7ページを御覧願います。今回、農林水産大臣から令和3管理年度の本県漁獲可能量の当初配分が通知されたことを受けまして、前回の諮問させていただきました「岩手県資源管理方針」に基づき、漁業種類ごとに漁獲可能量を定めることについて、諮問するものでございます。

今回、大臣から配分を受けた魚種は、管理期間が1月から12月である、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群の3種でございます。

さんまの本県漁獲可能量は3,700トンと令和2年管理年度の4,000トンから若干減少しております。

また、まあじにつきましては、令和2年管理年度では、「若干」とされておりましたが、

次の管理年度では「現行水準」とさせていただきます。この「現行水準」とは、現行の漁獲量であればその資源に与える影響は少ないものとして、漁獲可能量を通じた管理を行うもので、これまでの「若干」とほぼ同様の意味でございます。また、一番右側の欄に現行水準の目安数量が示されており、147 トンとなっております。この目安量につきましてはあくまでも目安でございます、これを上回ったからといって何か問題になるというものではない数字でございます。

続きまして、まいわしにつきましては、14,400 トンと、令和2年管理年度の27,000 トンから大きく減少しているところでございます。この原因につきましては、漁業法が改正されまして、新たな資源管理システムが導入されたことによるもので、資源管理の目標値として最大持続生産量、いわゆるMSYという考えが導入されて設定された数字となっております。

2ページをお開き願います。大臣から配分を受けました、先ほどの3種の知事漁獲可能量につきまして、資源管理方針に基づき、知事管理区分に配分する量の案を表でまとめたものでございます。

まず一番初めのさんまにつきましては、大臣から配分のありました3,700 トン、このうち185 トン、5パーセント分を県の留保分としまして、突発的な漁獲に備えるための留保分を除く、3,515 トンを全ての漁業種類に配分するものです。

資料6ページを御覧願います。これは前回の委員会で御承認いただきました資源管理方針のさんまに関する方針でございます。このさんまの方針の第3の1におきまして、概ね95パーセントを岩手県さんま漁業に配分し、3の2において、概ね5パーセントを県の留保枠に充てるとしてございます。今回の知事管理区分への配分はこの方針に基づいて配分するものでございます。

また、先ほどの2ページにお戻り願います。まあじにつきましては、国から示された現行水準をそのまま知事管理漁獲可能量としようとするものでございます。

次に、まいわしにつきましては、大臣から配分のありました14,000 トンのうち、5パーセントに当たる720 トンを県の留保分とし、突発的な漁獲に備えるための留保分を確保したいと考えております。残り13,680 トンをまいわしを漁獲する漁業に配分しようとするものでございます。

説明は、以上となります。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

大井会長

はい、ありがとうございます。ただ今、第1号議案につきまして、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

ございませんか。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等がなければ第1号議案についてお諮りをいたします。

第1号議案「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まあじ、まいわし太平洋系群、さんま）の漁獲可能量について」でございます、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

（全委員、挙手）

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案終了

大井会長

それでは、続きまして、第2号議案でございます。「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程します。事務局から説明をお願いします。

赤平局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。

第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」要旨、岩手県知事から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第70条及び岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関連します法律の内容について御説明いたしますので、24ページを御覧願います。関係法令の抜粋を示しております。

漁業法第42条第1項には、「都道府県知事は、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定められる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。」と、また、同条第3項には、「公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。」と規定されております。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明をいたします。1ページを御覧願います。令和2年12月16日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。

「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条及び岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条

において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により貴委員会の意見を求めます、となっております。

なお、制限措置等の内容については、2ページ以降に添付されてございますので、詳細については、水産振興課工藤漁業調整課長から御説明をお願いいたします。

工藤漁業調整課長

それでは、「知事許可漁業の制限措置等の設定について」、御説明させていただきますので、資料19ページをお開き願います。

新漁業法が本年12月1日に施行されまして、今後、知事許可漁業の申請を受ける際には、制限措置や申請すべき期間等を公示することとなり、その内容について諮問させていただくものでございます。制限措置の内容につきましては、前回の委員会でお示ししましたとおり、漁業種類、操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、船舶の総トン数、漁業者の資格、許可又は起業の許可をすべき船舶等の数となっており、許可の申請を受ける際には、許可又は起業の許可をすべき船舶の数の欄に数値を入れて公示することとなります。

今回の制限措置等の公示につきましては、12月末と2月末に現許可の有効期限を迎えるかじき等流し網漁業、火光利用敷網漁業及びかご漁業の3漁業種類のほか、通年で申請を募集する共同漁業権区域内で操業する知事許可漁業である小型機船底びき網漁業、かご漁業、地びき網漁業及び潜水器漁業の4種類の計7種類について、公示をしたいと考えているものでございます。

まず現許可の有効期限を迎えるかじき等流し網漁業、火光利用敷網漁業及びかご漁業の3種類につきまして、許可又は起業の許可をすべき船舶等の数の算出方法を御説明いたしますので、資料20ページを御覧願います。

まず一つ目としまして、許可又は起業の許可をすべき船舶の数というのは、許可をする件数を示す数字となっております。この許可する数につきましては、令和2年11月30日現在の許可数を基準として、事前に行いました許可要望数、漁業の実態等を勘案するほか、業界団体等の意向を踏まえて決定しようとするものでございます。なお、かじき等流し網漁業につきましては、水産庁から現状の許可隻数を増やさないようにするよう技術的助言があること、かご漁業及び火光利用敷網漁業につきましては、漁業団体等の意向を踏まえ、現状の許可件数を維持するよう、許可の数を算定しているところでございます。火光利用敷網漁業につきましては、12月末で満了更新を迎えることから、新漁業法での満了更新の手続きが間に合わない、公示するのにある一定の期間を設けなければならないというふうにされておりますので、まず実績船につきまして、11月中旬に更新手続きをしておりまして、残りの許可数について、今回、新規要望を受け付けるものでございます。

では、資料の2ページにお戻り願います。資料の2ページなんですけれども、ここから今回の諮問内容であります制限措置等の公示案を示しているものでございます。

まず一つ目が、かじき流し網漁業の1の(1)の表、これが制限措置となっております。

て、一番右側の欄に許可数を示してございます。許可数が、県内と県外でそれぞれ、現有許可の数と同じ一隻ずつ、許可していききたいというものでございます。また、表の下に許可の申請を受け付ける期間を示してございまして、この期間は漁業調整規則により、1ヶ月以上設けることとされてございます。また、備考としまして、許可の条件を示してございます。許可の条件につきましては、これまでの「制限又は条件」と言われるもので、いわゆる裏書となるところでございます。

次のページをお開き願います。次のページは、火光利用敷網漁業の制限措置等の公示の案を示してございます。漁業種類ではいかなご棒受網漁業といかなご、しらうお、しらうお棒受網漁業に分けて制限措置等を設定してございます。

続きまして、6ページを御覧願います。6ページは同様に、かご漁業の制限措置等の公示案を示しているものとなっております。このところで、条件が書かれてございます。

続きまして、共同漁業権区域内を操業区域とします知事許可漁業の制限措置等について、御説明いたしますので、資料9ページを御覧願います。このページでは小型機船底びき網漁業の公示案を示してございます。表が制限措置をまとめたものでございます。一番右の欄を御覧願います。先ほどまでのかじき等流し網漁業や火光利用敷網漁業では、それぞれ許可数、具体的な数が示しておりましたが、共同漁業権区域内を操業する知事許可漁業につきましては、第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た者に対しては許可することとしておりまして、許可数は定めないというふうにしたいと考えてございます。ちなみに、これまでの取扱方針におきましても、操業海域に面する関係漁業協同組合から、操業の同意を得た者が申請した場合には、許可するというような方針となっております。

続きまして、同様に11ページを御覧願います。11ページでは、かご漁業の公示案を示しているものでございますが、かご漁業につきましては、この11ページと13ページ、2つ種類がございます。このかご漁業につきましては、現在の許可の有効期限である2月末までのものと満了更新の3月1日以降の公示の2つを示してございます。今回、この2つ、2月末までの公示というのが、1月や2月に共同漁業権区域内でかご漁業を営みたいという漁業者の方の要望を受けまして、この2種類の、今回、公示させていただき、許可の申請を受け付けたいと考えているものでございます。

同様に資料15ページに地びき網漁業の公示案を示してございます。この地びき網漁業につきましても、一番右側の許可数につきましては定めなしというように指定してございます。

説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

大井会長

ただ今、第2号議案につきまして、事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等ございましたら御発言をいただきたいと思っております。

(菅野修一委員、挙手)

菅野修一委員

はい。

大井会長

はい、どうぞ。

菅野修一委員

先ほど説明あった11ページ、13ページのかご漁業なんですけど、地先、まあ地先何というか、一共内のかご許可、これは各漁協によってかごの数が、ばらばらなんですよ。同じ合併組合でも、昔の会議で数がばらばらになって、今現在、それでもまあ、管内だけでもトラブルがあるんですね。だから、この数がある程度決めていかないと、許可出す、トラブルの原因になるんでないかなと思うんですが、どうでしょうかね。

(工藤漁業調整課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

工藤漁業調整課長

第一種共同漁業権の中の、それぞれで数が違うというお話なんですけども、漁業権の中の操業の状況というのは、やはり一番、その漁業権を管理されている漁協さんが把握されていると思いますし、それぞれの漁場によって、かなり状況も違うのではないかなというふうに考えてございます。その時に、ある程度の一定の数をこう一律にかけてしまうと、かえって弊害になることも、漁業の機会を失わせてしまうことも考えられますので、やはりその実態に応じてですね、許可の同意というところで状態を制限していただくのが、一番うまく運用できるのではないかなというふうに考えてございます。

菅野修一委員

まず、できるだけあの、現場はそのトラブルが起きていますから、やはりもう少し、話し合う場とか持って決めてもらいたいですね。

大井会長

よろしいでしょうか。

大井会長

ほか、ございませんか。

大井会長

御意見等、御質問等なければ、第2号議案についてお諮りをいたします。

第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員、挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。本日の議案につきましては、以上でございます。

大井会長

次に、「その他」に移ります。委員の皆様方から、委員会で共有したい情報など、ございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大井会長

なければ、県の方は、情報提供はございませんか。

(工藤漁業調整課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

工藤漁業調整課長

それでは、漁業権の途中免許につきまして情報提供させていただきたいので、黄色の表紙の資料を御準備願います。それでは「令和3年度における区画漁業権の途中免許」につきまして、情報提供をさせていただきます。

資料1ページをお開き願います。本県では、養殖生産量の早期回復を図るため、現在、試験養殖が実施されております。ます類の海面養殖の事業化や漁協自営養殖の実施等に向けまして、令和3年度の区画漁業権の途中免許について手続きを進めることとしてございます。

まず初めに、区画漁業権における現状について御説明いたしますので資料4ページをお開き願います。一番初め、表が何個かあるんですけども、一番上の表が、本県における行使台数、養殖施設の行使台数の推移を示したものとなっております。震災によって被災した施設につきましては、徐々に復旧され、平成26年度には17,468台が行使されてございましたが、行使者の減少に伴いまして平成30年度には15,648台程度と空き施設が増加しているところでございます。また、真ん中の表はほたてがいの県漁連共販実績の推移を示したもので、こちらも平成26年度に3,906トンまで回復したものの、近年の貝毒の長期化や広域化等により生産量が減少している状況にあるところでございます。

資料の1ページにお戻り願います。一方で、このように養殖生産量が減っている一方でですね、令和元年度から県内3地区、久慈湾・宮古湾・船越湾で、ギンザケやサーモントラウトの海面養殖試験が実施されておまして、順調に生産されているという、非常にプラスの方向の状況もあるところでございます。これらのことから、養殖生産量の回復に向け、新たな養殖の導入や生産の効率化などの取組を推進していく必要があると考えているところでございます。

続きまして、1ページ目の2のところ、漁業権の途中免許に対する国の考えのところを御説明させていただきます。国はこれまで原則として免許期間中の変更や新規の計画、途中免許をするべきではないとの考えを示しておりましたが、新漁業法の下では、漁場利用の変化、社会経済的状況、海況の変化に応じて海区漁場計画を検討し、見直すことが重要であるとしてございます。

次にこれを受けまして、3番目のところで、途中免許に向けた県の考えをまとめてございます。次の三項目に適合する場合に、区画漁業権の免許を行いたいと考えているところでございます。まず、新たな養殖の導入に当たっては、関係漁業者との調整がとれている場合。二つ目としましては、空き漁場の解消に向けまして、漁協自営養殖の導入や一経営体あたりの生産規模の拡大、協業化等の取組を推進する場合。三番目としまして、漁業者と企業等との連携につきましては、地元漁業者の合意が得られている場合に区画漁業権の途中免許を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、途中免許の免許期間についてでございますが、区画漁業権の免許期間は通常5年となっておりますが、現行の免許期間の終期に合わせまして令和3年10月1日に免許することを目標に進めまして、令和5年8月31日までと考えているところでございます。

2ページ目をお開き願います。免許の手続きについてまとめたものでございます。途中免許におきまして、これまでと同様の手続きとなりまして、県が海区漁場計画を策定し、この海区漁場計画に基づき免許の申請を受けることとなっております。

なお、海区漁場計画につきましては、本委員会の意見を聴くこととされており、令和3年5月ぐらいに諮問できるよう進めて参りたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

大井会長

「その他」の部分でございますが、「令和3年度における区画漁業権の途中免許について」ということで説明が終わりました。何か御質問ございませんか。

(「ありません」の声)

大井会長

はい。御質問なければ、事務局の方から何かございませんか。

赤平局長

はい、それでは事務局から御連絡をいたします。次回の第423回海区委員会についてでございますが、今のところ来年の2月8日月曜日午後1時半からの開催を予定しております。おって、日程等の御案内をいたします。事務局からは以上でございます。

その他終了

大井会長

はい。それでは以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様方、大変御苦勞様、御協力ありがとうございました。

終了 (午後2時15分)
